

平成 2 7 年 6 月 1 5 日

第 3 0 回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

第30回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年6月15日（月曜日）午前9時00分開会

出席委員（16名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	小野絹子君
	伊勢由典君	曾我ミヨ君

欠席委員（1名）

高橋卓也君

証人（3名）

- | | | |
|---------------|-------|-------|
| (1) 宮本産業株式会社 | 代表取締役 | 宮本光雄君 |
| (2) 有限会社中沢組 | 代表取締役 | 中澤仁君 |
| (3) 株式会社清野工務店 | 代表取締役 | 清野薫君 |
-

事務局出席職員氏名

事務局 局長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君
議事調査係主事 片山太郎君

会議に付した事件

1. 証人喚問について
2. 記録の提出期限の延長について

午前9時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、高橋卓也委員1名であります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

なお、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

本委員会に、地方自治法第100条第1項に基づく調査権が委任されております。

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
 - (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
 - (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項
 - (4) 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項
- の4件の事件についての調査の件を議題といたします。

本日、本件について、宮本産業株式会社 代表取締役 宮本光雄君、有限会社中沢組 代表取締役 中澤 仁君、株式会社清野工務店 代表取締役 清野 薫君、以上3名より証言を求めることにいたしますが、午前中は宮本光雄君の証人尋問を行います。

証人の入室を求めます。宮本光雄君。

〔証人入室〕

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつ

た者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらに正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

○宮本証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成27年6月15日、宮本光雄。

○志賀委員長 ご着席ください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を越えないこと、また、発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。なお、こちらから質問しているときは着席のままでもよろしいですが、お答えの際はご起立の上発言をお願いいたします。

各委員に申し上げます。本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に関する重大な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、各委員におかれましては、証人の人権に留意の上ご発言願います。

これより、宮本光雄証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、宮本光雄証人にお尋ねいたします。あなたは宮本光雄君ですか。

○宮本証人 はい。

○志賀委員長 住所、職業をお述べください。

○宮本証人 建設業、宮本産業株式会社代表取締役会長、宮本光雄です。塩竈市港町二丁目です。

○志賀委員長 委員長からの共通尋問を行います。

まず初めに、有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項について、お伺いいたします。

1番目として、越の浦への搬入状況に関してお尋ねいたします。解体現場ではスクラップを積み込む際に、現場の場合は写真を撮ると思うんですが、スクラップを積み込む際には必ず写真を撮っていたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○宮本証人 一部、解体現場に関しては写真を撮ってあります。以上です。

○志賀委員長 必ず撮っていなかったけれども、一部は撮っていたという理解でよろしいわけですか。

○宮本証人 はい、そうです。

○志賀委員長 ありがとうございます。

あと解体瓦れき、それと有価物、スクラップ、こういったものは現場ではどのように管理されていたのか、お答え願います。

○宮本証人 瓦れき等は中倉処分場、その後越の浦処分場等に市の指示で搬入しています。リサイクル等は市のほうの承諾を得て自社処分ということになっていますので、自社のほうで申し込んで処理をしておりました。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。今の自社処分というお話があったわけですが、全てを自社処分にされたのか、それとも越の浦に一部持ち込まれたのか、その辺はちょっとお答えいただきたい。

○宮本証人 全量、自社処分しました。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。そうしますと、越の浦での現場でのチェック体制についてはどういう状況だったかということはご存じないわけですか。

○宮本証人 リサイクルに関してはわかりませんが、瓦れき等に関しては持ち込んでありますので。

○志賀委員長 そうした場合に、搬入した場合の現場でのチェック体制では、例えば当然窓口の

仮置き場の責任者がいたわけですから、そういったときに持ち込む際に伝票等の発行とか受け取りとか、そういったことについてはどういうふうな状況になっていたか、ご存じであればお答えいただきたいと思います。

○宮本証人 伝票等は一切合財もらっておりません。持ち込んで、協議会の担当者の指示のもとで荷おろしして、そのまま帰ってきております。以上です。

○志賀委員長 では、現場に持ち込む際は一応伝票類は何もなかったということによろしいわけですね。

○宮本証人 そうです。

○志賀委員長 ありがとうございます。

あと、例えば越の浦に搬入しました、そのときに搬入先の現場では、現場の担当者の方がそういった写真を撮られていたのか、そういった写真を撮っていたことがあったのかどうか、現場に直接行かれていないので答えが難しいかもしれませんが、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○宮本証人 処分場に持ち込んだものについての写真は一切合財撮っておりません。指示もありませんでした。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。

今度、次は越の浦での帳票の受け取りですね。今ちょっとお聞きしましたが、全然発行していなかったということなので、ここの質問は割愛させていただきたいと思います。

それと、重量についてなんですが、これは現場では持ち込んだ際に重量とか数量についてはどういう形で確認をしていたのか、もしご存じであればお答えいただきたいと思います。

○宮本証人 弊社みたく、トラックスケールがないもので、重量の確認はできないと思います。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。そうすると、越の浦の現場では重量の確認はされていなかったということですね。

あと、次の搬入の伝票についても当然先ほどないということだったので、これは発行されていないということ。

もう一つ、私お聞きしたいんですが、実は前回の証人喚問のとき、千葉証人がおいでいただいて、そのときに、前に宮本産業さんが参考人としておいでいただいたとき、自社処分というところで一つの話があったわけですが、そのとき、私が千葉篤さんにお尋ねしたときに、

宮本産業さんが自社処分して、越の浦に本来持ってくるべき有価物を持ってきていないので、その後、連絡協議会経由の解体の紹介は一切していなかったというお話を私は聞いた記憶があるんですが、宮本産業さんでは連絡協議会からの解体依頼という話はずっと協議会から仕事に来たのか、いつからの時点でストップされたのか、その辺のご記憶はありませんですか。

○宮本証人 記憶の中では、たしか協議会のほうには震災のあった年の11月ですかね、前回の特別委員会のほうでも報告しましたがけれども、仕事の配分に関して事務局のほうに再三お話をしましたがけれども、返事が全くないもので、弊社単独で協議会のほうにA4、1枚で配分の仕方等を教えてくださいということでお伺いは一度立てています。それまでは自社の営業で解体はとってきています。一部、協議会から手ばらし、手運搬、そういう仕事は地域外の小松崎の周辺に五、六カ所は受注しています。以上です。

○志賀委員長 では、一応、何かしらの受注はあったと。

○宮本証人 はい。

○志賀委員長 わかりました。ありがとうございます。

以上をもちまして、私のほうの共通尋問は終わります。

各委員のほうから。浅野委員。

○浅野委員 宮本さん、きょうは大変ご苦労さまでございます。

それでは、私のほうからも質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

私たち、この特別委員会のほうに、ことしの4月13日付で資料が参りました。その資料は、平成25年6月14日付の監査報告についての資料でございました。それにおきまして、実は宮本産業さんが不適切な取り扱いをしたというような中身が出ておりましたので、きょうはそのことに関してお聞きしたいと思います。

まず、宮本産業さんは今、協議会が発注した解体業を何点か行っただとお話ありましたけれども、その中身はS造、そういった鉄筋コンクリートとか、そういったものの建物の危険解体はございましたか。

○宮本証人 ありました。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 それはどのぐらいの量があったか、ご存じですか。物件、件数ですね。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 大体、協議会から依頼されたS造ですか、多分、十数件だと思います。以上です。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 そのとき、先ほどの委員長の質問に、有価物に対してはうちのほうの環境課のほうの指示に従って自社処分されたというようなお話だったと思うんですが、自社処分されたときの数量、また報告はどのようにされたのか、お聞きいたします。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 最終的には24年ですかね、24年の12月だと思いますけれども、副市长、産業部長、当時の環境課の課長が弊社のほうに来社しまして、数量等を全部精査してもらって、それで市のほうから協議会のほうにあと支払いをしてくださいということで了解をとっています。以上です。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今回、先ほど言った4月13日付の資料の中に、宮本産業さんが自社処分された、そして協議会のほうに報告された伝票の中にプレスCというのがあった。このプレスCというのは一体どういったものなのか、お聞かせください。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 プレスCは、うちの納入先のJFE条鋼仙台工場の中の検収の一部です。以上です。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 ちょっと私、その検収の一部ですという意味がちょっとわからないので、もう少し具体的にお話しいただけますか。

○宮本証人 プレスCは、基本的には缶からかん等の検収の名前です。以上です。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 缶からかんというのは、空き缶という意味でしょうか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 はい、そうです。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 それはどのぐらいの量があって、金額的なものは覚えていらっしゃいますか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 今のちょっと、質問の意図がちょっとわかりませんので。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 意図でなくて、プレスCの全体の量とか金額はどのぐらいかおわかりですかとお聞

きいたしました。意図は別にございません。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 今回の震災に伴ってのS造つくりから発生したものが弊社のほうで協議会のほう、ないし市の行政のほうにも提出したJFE条鋼の伝票には確かに今の質問のとおりCプレスと書いてあります。その中身のCプレスというのは、弊社の場合は構造を特別価格を出してもらうために、今もそうですけれども、当時もCプレスが一番高い単価なんです。納め単価の中で。それを今皆さんに説明するのは非常に難しいと思いますけれども、普通はH1とかH2で入るものが、弊社の場合は量的にたくさん納入するということで、商社を経由して特別単価をメーカーのほうに下さいと言ったら、メーカーはじゃあCプレスがその当時も一番高い値段なもので、じゃあCプレスの検収で扱いますということで承諾を得ています。以上です。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。そういうことは、プレスCというもの自体も解体された建物から出てきたということで理解してよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 解体の中から、検収自体のCプレスというのは先ほど答えましたけれども、空き缶等がCプレスなんです。それを特別値段をもらうためには、先ほど言ったH鋼とかそういうものを切断してメーカーに納める値段よりもCプレスが高いんです。うちは、先ほどおっしゃったとおり、納入量が多いので、特別単価を下さいということで商社を仲介にして、電動メーカーの担当者と交渉した結果、じゃあ電動メーカーとしてはCプレスが一番高いから、普通ならばH1で入るものをCプレスの検収にしましょうということで承諾を得ていますという説明です。以上です。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 それは今、協議会のほうで今回解体した物件については、有価物について、納める場所というのは指定されたと記憶していますが、決められた場所以外の業者にいわば宮本産業さんはお売りになって、その単価を得たという理解でしょうか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 そうです。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 では、その協議会で決めた場所以外のところに売って、そしてその部分の金額も全て環境課のほうに報告されたと理解してよろしいですか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 単価と数量等は先ほど言いましたけれども、最終の市の副市長、産業部長、環境課の課長が弊社のほうに来社したとき、その前にも2回ほど来まして協議はしておりました。それで、最終的にはその時点で伝票、先ほどおっしゃったJFE条鋼の検量伝票、あとは弊社のほうの台貫票等を精査してもらって、精算という過程になっております。以上です。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

○志賀委員長 そのほか、ご質問ありますか。嶺岸委員。

○嶺岸委員 嶺岸でございます。お世話さまでございます。

特別委員会の参考人の招致に、私聞きたいことがあってお呼びさせていただいたんですけれども、その中身についてきちっと会長さん、今、取締役会長ですね、その当時社長ですよ。そのときにお話しされました、立派に。自分の生い立ちから嫌な思いを全て吐いていただいて、ああすごい人ですねと記憶していました。私の聞きたいことが全てそこで理解できたなと思いました。

現在、こうやって聞くというのは、やっぱりPCの問題です。なぜ条鋼に持っていったのが1つわからない。今説明されたけれども、このことについて全てリサイクルグループのほうは、リサイクル会というんですか、会は全て青南商事に持っていくんだという話をされました。ここで私も聞きました。誰に言ったかわかりません。多分、証言か何かで言われたのかわからないんですけれども、そういった中で、どうして条鋼に持っていったのか。

それから今、宮本証人がおっしゃったとおり、副市長、それから担当者がなぜ、どのような状況があつて宮本さんのところに行ったか。その内容は、その一遍来ましたよという話しかわからないので、どういう話をその中でされたのか、参考人招致のときには何もないとおっしゃったわけですが、その後に行ったと今言われたものですから、何、その後あつたのかなと、お話が。その内容についてちょっとお話してください。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 今の嶺岸さんのほうの質問で一部ちょっと理解のできないこともあつたんですけれども、ちょっと理解した分だけでも今お答えします。

議員の皆様、塩竈市発行の記録誌というのを見えていますか。見ていませんか。見ていないとすれば、これから見てください。そこに、市のほうから一部解体業者のほうに自社処分をお願いします、しましたという記事が載っていますので。先ほどから、前回の特別委員会も含め、今の質問でも、なぜ弊社が市から頼まれて、処分場が狭いから何とか宮本さんのほうでもやってくれないかと逆に頼まれて、じゃあうちのほうではそういう設備とそういう納め先があるからということでやってきたことに関して、一部協議会の幹部連中がなぜ私がそういう報告をうのみにして、それでもいろんな風評を流してやっているか、逆に私がお聞きしたいです。以上です。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 宮本さん、ゆっくりとお話しさせていただきたいと思います。私たちは、協議会から上がってきた資料で物事を判断しております。それは一番の証拠書類でございます。その中にプレスCがあって、その部分がJFE条鋼に行きましたよと、こういう報告ありました。瓦れき処理にプレスCがあるのかどうか、ここが問題点だと思いますので、その辺がもしあったとしたらば、むしろ青南商事のほうに持っていかなきゃいけないのかなと、こういうことでございます。ただ、その後に行ったのか、当局の幹部の人たちが行ったのか、行ったときにどういうお話をされたのか、その中身については何もわかりませんので、その点お知らせくださいと言ったわけでございます。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 Cプレスに関しては、先ほど浅野さんからの質問に関しての答えと一緒にです。皆さんがどうしても理解ができなくなれば、説明の仕方をじゃあちょっと変えてお話ししますので。先ほど私の発言の中で、市の当時の環境課の課長の澤田さんのほうから、中倉処分場がスクラップまで搬入したら身動きができないという相談を受け、じゃあ私のほうで窓口も持っているし、加工する機械も持っていますので、弊社のほうの解体物件に関しては弊社のほうで解体して、あと管理して、あと市の行政のほうから精算してくださいと言われたとき、伝票等を提出して精算をしました。その中で、先ほどから説明していますけれども、CプレスがなぜSづくりのH鋼とかそういうのになるのかという再度の質問ですけれども、先ほどからおっしゃっているとおり、特別単価というのは検収の上げの単価とか、それとも、例えば船1そうメーカーに運びますから、それ以上の単価を下さいといったときは特別な単価が出てきます。通常の、これだけ納めますからなるべく高い単価でお願いしますといったとき

は、メーカーさんの指示で、先ほども言いましたけれども、H鋼とかそういうのは基本的にはH1とかH2の検収で上がってくるんですよ、メーカーの伝票では。それをそれ以上の高いCプレスの値段の検収にしますから、宮本産業さん、それでいいですかという、その当時の打ち合わせがあったもので、じゃあそれで構いませんからお願いしますということで精算しています。その旨を24年の12月の何日かに弊社のほうに来た当時副市長、産業部長、環境課の課長にもその旨を説明しました。納得してもらって、先ほどもおっしゃったとおり、協議会のほうから指示が来たら協議会のほうに支払ってくださいということで終わりました。以上です。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 大体のみみ込めてきたんですけれども、まだ協議会のほうと話し合いをする、それから当局と話し合いする、その話がここだと一方通行になっていますので、その辺も精査しながら、それが本当に、証人ですから正しいことしか言っていないと思います。それから、協議会のほうも正しい資料しか出していないと思います。その辺は、私たちは裁量権がございません。調べる余地もございません。その辺についてはしっかりとしたところで、また考えていかなければいけないかなと。

一部、私も当時議長でしたから、私お店も持っていました。泥だらけになっているんなもの運んだり、けがしながらやっていました。本当に死ぬ思いで仕事もされたと思います。その話は聞いています。そういった中で、こういったことが業者同士、あるいは市同士でこういったことが起こること自体、残念だなと思っております。そういう意味でも、これからももう少しかかるのかなと思いますけれども、しっかりと皆さんがまた一枚岩になれるような方向があれば、そういった方向に進みながら、悪いものは悪い、いいものはいいと、これをきちっと把握して、あるいは裁量することは裁量していただいてやっていきたいと思いますので、きょうは私のほうからは以上でございます。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 私のほうから、浦戸の地域の瓦れき分別作業にかかわって若干、まだ疑問が解けていない部分があるのでお聞きしたいと思っております。市会議員の曾我と申します。よろしくお願いたします。

建設協議会についてですが、宮本さんは塩竈市の建設協議会に加入されている会社なのでしようか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 加入はしておりません。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 震災前も後も加入されていないということになりますか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 はい。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 加入されていないという中でこういうことを聞くのはちょっと無理かなと思いますが、もし知っていることがあれば教えてほしいなと思っていることは、塩竈の建設協会と日立建機の関係ですが、平成25年9月20日の第6回の調査委員会のときに、参考人の千葉勇夫さんがここで発言した中で、議事録、私持っていますが、要するに塩釜建設協会がいろいろ仕事のできたのは、バックホーとか機材が日立建機と協定を結んでいるからそれができたんだという答弁がございました。そういう点で、全国にもインターネットで調べてみますと、確かにいろんな市町村とか国土交通省とか整備局とかの関係で重機の協定を結んでいるようですが、そうすると、私から言いますと、連絡協議会という組織に対して災害のときにそういう機材を出すよということなんだろうと思うんですが、ところがこの機材をある業者だけが使えたようなニュアンスの仕事の流れではないかとずっと思っていたのですが、その辺についてもし何か意見がございましたら教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 基本的には今ほどの質問の中で、あくまで塩竈建設協議会が日立建機さんの災害時に遭ったときの契約だと思います。今回の震災に関しての建設協議会と災害防止協力会が一緒になった連絡協議会としては、そういう震災に伴っている契約というのはなされていないと思います。

1つつけ加えて言いますと、日立建機だけがリース会社ではないですから、リース会社はたくさんありますので、だから前回のそういう発言の中で、例えば一部の業者が業績が思わしくないときにはリース会社から行かないよみたいな発言があったみたいですがけれども、それは私の経験上、一切合財ありませんと思います。要は支払い能力があるかないかの問題ですから。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、私のほうから何点か確認をしながら、証人としてのお答えをいただきたいと思います。

実は過般、100条委員会が開かれて、5月22日だったと思います。千葉勇夫氏のほうから、宮本産業あるいは中澤氏の関係で鉄スクラップ、不適切な処理があったのかという設問に対してですね、千葉勇夫氏から宮本産業さんに関しては、これは千葉氏の証言として、誤った処理というのがあったというふうに私は記憶しているんですね。ただ、しかし、今、宮本証人がおっしゃったことをるる、ずっと精査していくと、誤ったものではなくて、塩竈市の副市長、産業部長、当時の澤田環境課長も来まして、その上でJFEとの関係で特別価格といえますか、そういうものでの扱いで、しかも書類上の関係からも最終的な精算については協議会にも先ほど依頼があれば精算をするということでの回答があったように思うんですが、それでよろしいのかどうか、最初に確認させてもらいます。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 今の質問ですけれども、千葉篤さんは前回の証人喚問でそういう話があったということは聞いていますけれども、現実、先ほども言ったように弊社のほうは、その旨、市のほうから自社処分ということは当時の協議会の千葉さん、あとは鈴木さんにはその旨話しております。おりますけれども、何かあるのかわかりませんが、後々になってもそういう風評ないし、そういう、要は越の浦には運んでこないというのは定例会でも言われてきました。そんなに信用できない会社なんですかね、弊社は。聞いていないけれども。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、今の自社処分については市のほうの直接の担当と、それから当時の協議会の、解散してはおりますが、千葉勇夫氏とそれから鈴木工務店の鈴木氏が来て、直接のこういった話を受けたと。それはいつごろの時点でしょうか。その経過だけお聞きさせてもらいます。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 今の質問は逆です。私のほうから、当時の鈴木さんと千葉さんには説明はしております。逆です。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、そこはいつごろの時点でそのお話をされたのか、宮本さんがですね、千葉勇夫氏とそれから鈴木氏にいつごろの時点でお話をされたのか、確認させてください。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 23年3月11日に震災が起きて、多分4月か5月には弊社がもう解体のほうに行っていますので、その後の多分6月あたりの協議会の第1回の集まりの中で私は話をしたと思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、協議会が発足して、最初の協議会の第1回目の会合のときにそういうことで取り扱いますよというお話をさせていただいたということですね。わかりました。

そこで、ちょっと私も正確にお聞きしたいんですが、そうしますと副市長、それから並びに部長、課長が宮本さんのほうに来て、先ほどの扱いについてお話をされた日時をちょっと確認させてください。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 それは24年の12月だと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、先に協議会の第1回目のときの時点でお話をし、そしていわば協議会としては自社処分をしてもいいということ既に話は進んでおいて、最終的に市の副市長あるいは部長、課長が来て、12月に来たというのは最終的な精算上の手続というか、自社処分の改めでの確認、それから先ほど中倉はもう満杯になりつつあるということも含めて、むしろ市のほうからお願いされたという経過なんですか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 24年の12月の精算というのは、あくまで精算に関しての来社です。副市長、産業部長、当時の村上環境課長。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、私たちの捉え方としては、平成24年の12月の時点で、ほぼ鉄ですか、有価金属等々の処理はほぼ終わって、あと精算の段階に入るといって宮本産業さんの関係は捉えてよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 はい、そうです。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そうしますと、その後の手続は12月以降の精算という段階に移って、

次になるのはつまり協議会への返還といたしますか精算といたしますか、そのように捉えてよろしいんですか。その後の取り扱い等は。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 そのとおりです。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、私たちは一応出た資料での関係でしか確認できないんですが、ほぼどれぐらいの量と、それからどれぐらいの金額といたしますか、その辺の取り扱いになったのかだけちょっと、およそでいいです、確認させてください。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 ちょっと数量のほうはわかりませんが、金額に関して300万台だと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それは協議会のほうに返還をして、過般、平成25年6月25日に協議会の報告会というのがございますね。その中に、たしか二千数百万のそれは市の返還にしたというふうな報告がございました。それとの関係で、この300万については、その協議会のほうとの関係で塩竈市のほうに有価金属類の返還の中に一部組み込まれているというふうな捉えてよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 今おっしゃったその二千何百万というのは、あくまで協議会の解体に関しての手数を計算するとそういうふうになるということじゃないですか。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。300万等についてはもう既に協議会等に精査をして戻しているという事で確認でよろしいわけですね。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 戻すことじゃなくて、副市長の指示で協議会のほうに支払ってくださいという指示があって、その後協議会のほうからこれこれの金額ですから入金してくださいということですね。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。では、この点は以上にさせてもらいます。

続いて、平成25年6月25日の協議会の報告会の中で、宮本さんは当時の質疑を、議会のほう

にナンバー４というやつで出ているんですね。その中で、例えば協議会等々について大分ちゃんとした定例会を開いていないじゃないかというような趣旨のお話、質疑等のやりとりもあったようですが、その辺はいわば質疑の中でどのような質疑等々で協議会の中でやりとりされたのか、ご記憶の範囲で結構ですので、ご回答していただければと思います。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 その当時、弊社含めて6社、中倉処分場に復興リサイクル会というのを協議会からつくって、仕事をやってくれということに関して業務をやってきました。うちら、復興リサイクル会は6社ですけれども、定例会ということで毎月、月1回開いて、各社の売り上げとか業務内容とかの確認、翌月の仕事の配分とか、そういうことで毎月1回を定期的に開いておりました。そういうことなので、連絡協議会はもっと大きい組織なもので、小さい組織さえそういうことをやっていますのでということでの話をしたつもりです。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、そのリサイクル会としては毎月きちんと6社ですか、皆さん集まって、主に中倉処分場のリサイクル等について協議し、話し合っ、処分の仕方はどうするかということをやってきたということですね。わかりました。

そうしますと、翻って考えてみると、災害復旧連絡協議会から全体の元請ですね、ある意味リサイクル会というのはそこからの発注というか、発注を受けてリサイクルをしていると、こういう構図でよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 はい、そうです。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、協議会の6月25日との関係で、宮本証人のほうからの定例会をちゃんと開いていないじゃないかというのはどういう意図でご発言されたのか、確認させてください。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 そうです。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 どういうふうな、いわば宮本証人の関係でどういう趣旨と意図で協議会の定例会でちゃんとした定例会、協議会、開いていないじゃないかという、そういう気持ちでご発言さ

れているようですが、それはなぜなのですかというところがお聞きしたいところです。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 それに関しては先ほど答えましたけれども、やっぱり復興リサイクル会という小さい会でも月1回をやって初めていろんな意見が出てくるんですよね。今おっしゃった25年の6月以前にも、弊社のほうでは旧協議会の執行部のほうには口頭ないし文面も出してやってきましたので、改めて過去にさかのぼって、なぜ定例会はもっとしなかったのかと、そういうことで言いましたので。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 およそリサイクル会と協議会等々についてはわかったところです。私のほうからは以上でございます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 市会議員の田中です。宮本さん、ご苦労さまです。

ちょっとだけお聞きします。プレスCというのが役所の報告で出すというときに、値段は高いためにその扱いしてもらったということですよね。そうすると、そのJFE条鋼ですか、そこからそれはスチールだったという話にはできるんでしょうか。その確認だけお願いしたいんですけども。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 それはできないと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 多分、役所でそこが多分問題になってくるのかなと思っていました。先ほどの話を聞いて、値段高く売るといのは商売ですのでわかるんですけども、役所が確認するときに、その1点だけが問題になるだろうと思います。私の感じですけども。

それと、先ほど、もう一つ聞きたいんですけども、佐藤市長の上申書というのがありますよね。違うんですか。宮本さんが書いたのかなと思ってたんですけども、違うんですか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 上申書ですか。それはA4、1枚ですか。弊社のほうから連絡協議会のほうに提出した上申書です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 それはどういう意図で出されたのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 解体に伴う仕事の配分に関して、それまで協議会の事務局のほうにどういうふうな配分の仕方をしているかの確認をしましたところ、返事がなかったもので、書面でファクスで上申書という形で再度、どのような形で配分をしているか教えてくださいということで上申書を出しました。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 それは復興リサイクル会を開いて、毎月問題点があったら配分をきちんとやろうとすることをやっていらっしゃったから、協議会もそのようにしたほうがいいんじゃないかという話なんですかね。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 復興リサイクル会とは別です。あくまで解体に関する配分です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 要するに、ある種平等に配分すべきじゃないかという論点で立っていらっしゃる話ですか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 そうです。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 本日はおいでいただきましてありがとうございます。

私は1点に絞って質問したいと思います。宮本さんには前回、特別委員会のほうで参考人としておいでいただきました。今回は証人としておいでいただいて、宣誓もいただいているということで、そのとき質問した内容になるかと思うんですが、よろしくお願いします。

それは、あのときおいでいただいたときに、前嶺岸議長には初めて会ったという発言をされたと思うんですが、私が質問した中ですね。それについて記憶はあるでしょうか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 今の質問に関しては、その当時初めて会いました。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 あのときの私の質問としては、24年の11月末の産業建設常任委員協議会で元議長の嶺岸議員が有価物の横流しをしているという発言がありまして、それはみんなだと、自分も見てきたんだという発言をされているわけですけども、これに宮本さんが該当するという

ことはないですよ。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 今回の鎌田さんの質問というのは、弊社のほうの質問ですか。弊社は市のほうから処分を受けていますので、私自身はそういう考えは持っていませんでした。今初めてその話も聞いたもので、ちょっと理解できないんですけども、私なりに今。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 その産業建設常任委員協議会の中で発言されているんですが、危険家屋解体やらで出る有価物に関して、それを横流ししているんだという発言をされているんですね、その協議会の中で。その中では1社だけではないよと、いっぱいなんだと、みんなやっているんだというような発言内容なんですね。この24年の12月に副市長、それから部長、課長が来られてという話を先ほどの前段の質問の中で回答されているわけですけども、この時期に当たるわけなんですね。そういう発言をされたのは。それに該当しないというのは、私は先ほどのやりとりでわかってはいるわけですけども、それをちょっと確認したかっただけのことであって、そういうことではないということできっぱりと発言していただければ、それだけで結構です。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 やってありません。（「どうもありがとうございました」の声あり）

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 市議会議員の小野絹子でございます。ご苦労さまでございます。

私のほうからもちょっと確認の意味で質問させていただきたいと思います。先ほど有価物の処理の関係について、宮本証人は塩竈市が中倉の埋立場でしたっけ、このままだと運ばれたら満杯になるということで、何か方法がないかという相談を受けたということですか。それ、最初に確認したいと思います。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 震災当時の塩竈の環境課の澤田課長からは、解体に伴う鉄くずから、あとはライフラインの片づけ方から、いろんな意味で弊社のほうに何回か来社されて、経験上の相談を受けました。以上です。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう相談を受けた中で、先ほど有価物の自社処理といたしますか、自己処

理といたしますか、そういう方法をとるとということについて市のほうでは、むしろ市の行政指導があったような感じにも受けとめるわけですけれども、その辺についてももう一度確認したいと思います。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 先ほどもおっしゃいましたけれども、市の発行の記録誌に一部解体業者に処分を依頼しましたという文面がきちんと載っていますので、それを皆さん、さかのぼって目を通しておいてください。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 見ていないで大変恐縮でございますが、記憶にございましたら、いつぐらいのことだったか、載ったのがですね、いつぐらいのことだったか、ご記憶ありましたらちょっと教えていただければと思います。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 今でも載っていますよ。あくまで記録誌ですから、塩竈市のホームページに行くと、その文面が出ていますので。以上です。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。それでは、後で確認したいと思います。

それで、澤田課長時代ということですから、23年3月11日に震災が起きて、塩竈市では23年の6月に組織がえをしているわけなんですね。ですから、その時点で澤田課長は別な部署に変わりました。したがって、恐らく震災が始まってそういうような相談やら、それから自社処分含めてやれるという方向性を含めた指示というのは早くから出ていたのかなという気がするんですが、そういう話し合いはいつぐらいだったか、ご記憶ありますか。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 私の記憶では、震災の後1週間か10日ぐらいで、多分弊社のほうに来ていたと思います。澤田課長が、当時の。それで、一番最初の相談というのは、ライフラインで瓦れきの片づけ等をどういうふうな形でしたらいいのかという問題等を相談されたもので、それに関してのアドバイスは言いました。何回か、五、六回は弊社のほうに来ています。今の質問とはちょっと違うんですけれども、当時の澤田課長からこういう話もされました。市役所で震災に伴って毎日朝、定例会議があるということで、今言ったインフラに対しての瓦れき、本来であれば環境課のほうの方が頭ですけれども、という話の中で、いや実は建設部のほ

うが全面仕切っているもので、それをどうしたらいいかという相談までも受けました。それだったら、朝の定例会か打ち合わせ会にじゃあ民間として私も経験と一緒に同席して会議に参加してもいいですよということでお話をしました。澤田課長は、じゃあ自分の上司にしたら、いやそれは結構ですということで断られましたけれども、そういういきさつもありましたということで報告します。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。それで、その12月の先ほど言われました24年の12月に、副市長初め産業部長、産業課長が宮本産業さんのほうにご訪問されてですね、というお話は、まさに産業建設常任委員協議会で、先ほど鎌田委員からもお話ありましたけれども、11月の末に行われた産業建設常任委員協議会でそういう指摘があったわけですね。有価物の処理の問題で。それで、実は値段も恐らくまちまちだったんだろうと思います。そういうことで、実は恐らく言った中身というのは、先ほど伊勢委員の質問の中にも精算に向けた方向でということはお話ありましたけれども、最終的には値段、価格をどうするのかということがあったのかなというふうにも思うんですが、具体的にどういうふうなお話をされたのか、参考までにお聞きしておきたいと思います。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 澤田課長の後の後任が村上課長ですよ。村上課長さんにも会って、引き継ぎでそういう話は出ませんでしたかという話はしております。いや、引き継ぎの中にはないということで、私も改めて前任者の澤田課長とはこういう話をして了解はとっていますということで、最終的には震災当時の課長にはそういうことで話は通してあります。そういう話のもとで、協議会のほうからはそういう、何で持ち込まないんだというのは再三言われてきました。そのたびに、弊社のほうも、役所との打ち合わせの中で許可を取ってやっていますということも再三言ってきました。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。そういう点で、宮本産業さんはどっちかといえば自分でやったんじゃないかと、市のほうに報告しながら市と協議してやってきたということを明確にご答弁できるということでございますね。であれば、これで終わります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 志子田です。本日も証人で来ていただきましてありがとうございます。

私も確認のため、何点かお聞きします。最初に宮本さんが自社処分を市のほうから承認されて、そういうことでずっとそのような形で有価物の収集から、それから売却のほうから、それから協議会への金額の返還、自社処分をという形のやり方を市から承認されたということで説明いただいて、私もそう理解しておりますが、最初に市と宮本さんところの自社処分ということでいいですよという話を決めたのはいつごろだったのか、その時期がわかっていたらお答え願いたいと思います。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 当時の澤田課長から相談された時期ですから、結構早い時期だと思います。多分、遅くとも4月には承認はとっていますね。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そうすると、宮本産業さんのこの震災に関する瓦れき処理とか、あるいは建物の解体とか、そういうことで有価物に関する業務はもう最初の時点から自社処分がいいですよ、例えば解体の鉄骨の建物とか鉄筋コンクリートのことだと、設計金額といひまして、設計上の金属は何%ぐらいあるからこのぐらいの重量ですよとか、そういうことで有価物の精算はされていると思うんです。ですから、最初から市との承認でということであって、そうすると宮本さんの関係した有価物に関する仕事は全部自社処分ということのを了承だと、横流しでないということが明白になったと思うんですけれども、それと宮本産業さんの場合は自社処分ということで計算して協議会のほうへお支払いになったということですから、幾ら幾ら市のほうへ、最終的には市のほうへ返還したということになりますけれども、その重量はもう明確になっているということもわかると思うので、全部、全て宮本産業さんで行われたそういう有価物処理の業務については市に返したお金の証拠があるというふうになると思うんですけれども、そのような理解でいいのか、会長さんはどのようにお考えか、お聞かせください。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 精算の内容ですけれども、解体物件から鉄くずが発生する物件名で、物件ごとの数量を全部報告してあります。そのトータルで精算してあります。それも、あくまで行政の指示で後ほど協議会のほうから請求書が来たら払ってくださいということで、2回に分けて請求書が来たもので払っていますので。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。

それから、きょうの質問の最初のほうで、Cプレスということで前の方が質問されました。私が理解しているのは、市としては有価物の返却分の金額というのは混合スクラップだから全部まぜて単価15円で最終的に決まって、そのうちの運賃引いて8円お返しただけであればそれでいいんだということを私は理解しております。そういうことでは、その間いろんなほかの方の業者の方も聞きますと、業者の方は業者の方で企業努力して幾らでも高く売れるものは高く売ると。そのことについては別に正当なことであり、最終的な混合スクラップの単価さえ、その金額分だけ返却していただければ何も問題はないと思っています。そういうことですから、それはCプレスでいこうか、どういうものでいこうか、ただ、この特別委員会で問題にしているのは、結局は一つ一つの単価のことでなくて、そういうもので調べていったら鉄とかそういうものが出てくるんですけども、アルミとか銅が出てこないということの問題にしているのです、宮本さんのところの持っていったところの伝票の中にはアルミとか銅はどのぐらいあったのか覚えていたら、記憶にありましたら教えてほしいんですが、よろしくをお願いします。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 弊社の場合は、銅とアルミを分けて運搬しているわけじゃないもので、鉄と一緒に計量はしています。なもので、非鉄関係は幾らということにはちょっと弊社のほうでも無理だと思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。そういうことでは、伝票関係、いろいろあったけれども、そういうことは横流しということではなくて自社処分だというのが、横流ししているんじゃないかというふうなうわさになったのでないかなと私は理解しましたので、私の質問は終わりにします。

○志賀委員長 ほかにございませつか。菊地委員。

○菊地委員 どうもおはようございます。ご苦労さまです。

私から、協議会さんが出された報告会というか総会というかの資料の中で、1つだけ確認させていただきたいのは、宮本証人さんに対しての質問で、24年10月に塩竈市の方から25年3月末で撤退を考えていますというが、連絡協議会の方に連絡があったら構成メンバーのほうに確認すべきでないでしょうかというふうに宮本証人が述べているんですけども、我々か

らすると、協議会の解散とか撤退というのが大分後になっていたのね。そして、市の報告とかから聞きますと、連絡協議会さんが市と相談してやったと思うんですけども、随分早い情報だったんだなと私なんか思うんですけども、議会には全然そういう、半年前近くも何の連絡もなく復旧・復興の加速だ何だっというふうにやっていたものですから、こういう質疑がされたんですけども、この件に関して、やっぱり連絡協議会さんと会員さんの中というのはこういった連絡すらも全然なかったんですか。相談とか。なぜ協議会が、簡単に言えば協議会がなぜ6,300立米だったかの仕事が残っているにもかかわらず、10月あたりに3月で解散するという、その辺は会員としてどう考えていたのか、ちょっとその辺のところをお知らせいただきたいと思います。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 正直言って、会員のほうには多分、執行部以外、会員のほうにはそういう連絡はないです。正直言って。やっぱり独断で進めていることなもので、一切合財情報が入らない中で、そういうことで、今言った25年の3月には解散しますというのは、会員を招集して、こういうことでこういう事情があるから解散しますという報告があるんだったら自分たちも納得はしますけれども。以上ですけれども。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。私はその全体的な連絡協議会の流れ、そして行政とのかかわりというんですか、うんと不可解なんです。こんなこと証人に相談してもあれなんですけれども、ただ、そういった面でこういった10月あたりに解散の情報が入っていて、知らせないといえ、もう本当に行政の指導のもと解散だったのかなというふうに思わざるを得ないし、協議会みずからもいいんだよと、しかしながら協議会の会員のメンバーの中にまだ仕事が残っているんじゃないのというような思いもあったんでないかなと。そういう仕事を残して中途半端で協議会を解散するということに関して、宮本証人はどう考えていますか。仕方ないと思うのか、残念と思うのか、悔しいと思うのか、その辺のところをちょっとお知らせください。

○志賀委員長 宮本証人。

○宮本証人 いや、残念というよりも、やっぱり何か大きい力が動いたんじゃないですかね。大きい力が動かなければ、そのぐらい独断独歩で事を進めることはできないと思います。以上です。

○志賀委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 以上で、宮本光雄証人に対する尋問は終了いたします。

宮本光雄証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

〔証人退室〕

暫時休憩いたします。再開は13時からといたします。

午前10時18分 休憩

午後1時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中澤 仁君の証人尋問を行います。証人の入室を求めます。中澤 仁証人。

〔証人入室〕

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらに正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。

この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

まず、中澤 仁証人に宣誓書の朗読をお願いいたします。

○中澤証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成27年6月15日、証人中澤 仁。

○志賀委員長 それでは、宣誓書に署名押印願います。

ご着席願います。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を越えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままでよろしいですが、お答えの際はご起立の上発言願います。

委員各位に申し上げます。本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に関する重大な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、各委員におかれましては、証人の人権に留意の上ご発言願います。

これより、中澤 仁証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、中澤 仁証人にお尋ねいたします。あなたは、中澤 仁君ですか。

○中澤証人 はい、そうです。

○志賀委員長 住所、職業をお述べください。中澤証人。

○中澤証人 会社は有限会社中沢組代表取締役をしております。住所は塩竈市白萩町です。

○志賀委員長 結構です。お座りください。

それでは、委員長からの共通尋問を行います。

まず初めに、有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項について、お伺いいたします。

1つ目は、越の浦への搬入状況に関してお尋ねいたします。解体現場ではスクラップを積み込む際に、写真は必ず撮っていたのか、また現場ではそれぞれに写真を撮っていたのか、この辺についてお伺いいたします。中澤証人。

○中澤証人 解体はある程度、着工から順番に状況、トラックへの積み込みまでは写真を撮っております。あと、受け入れ先の越の浦の処分場には、我々は伝票もないし、いただいてもおりませんので、内容はわかりません。

○志賀委員長 例えばこういった写真は撮ってあるということですがけれども、それは現在も例えば委員会で提出を求めた場合に出せる状況にあるかどうか、お答えいただきたいと思います。中澤証人。

○中澤証人 ある程度の写真はありますので、提出はできます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

あと解体したときの瓦れき、それからスクラップはどのように管理をされていたのか、お答えいただきたいと思います。中澤証人。

○中澤証人 瓦れき及び有価物に関しては、分別して越の浦の処理場に運んでいます。なぜなら、処理場で分別しないと受け入れないので、そういうふうに行っています。

○志賀委員長 ありがとうございます。

搬入現場、越の浦になるわけですが、そこの中でのチェック体制をちょっとお聞きしたいんですが、搬入した際には搬入物を誰がチェックしていたか、ご存じであればお答えいただきたいと思います。中澤証人。

○中澤証人 私、直接行っているわけではないんですけれども、うちの下請の運転手に聞けば、千葉鳶さんのところの、ちょっとわからないですけれども、人が検閲してそれで処分をしております。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それと、越の浦に搬入の際、一応写真を撮っていたのか、撮っていなかったのか、その点確認させていただきます。中澤証人。

○中澤証人 私のほうでは写真は撮っておりません。処理場のほうで撮ったかわかりませんのでお答えしかねます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

帳票類のことについてお聞きいたします。先ほどちょっとお話しいただきましたが、搬入の際、搬入の伝票を持っていかれたのか、または現場事務所において何か伝票が発行されていたのか、その点についてお伺いいたします。中澤証人。

○中澤証人 うちのほうでは伝票を持っていっておりません。受け入れ先のほうでは、その辺はうちのほうの運んでいった運転手も受け取っていないのでわかりません。

○志賀委員長 ありがとうございます。そうすると、搬入の際は伝票等の発行も何もなかった、持っていくこともなかったし、現場での発行もなかったということによろしいわけですね。中澤証人。

○中澤証人 はい、そのとおりです。

○志賀委員長 それと、搬入物の重量についてなんですが、例えばガラとか有価物、この重量についてはどのように管理されていたのか、お答えください。中澤証人。

○中澤証人 重量に関してはこちらのほうで搬出する際、はかっておりませんので、受け入れ先のほうで別に重量をはかる台貫とか、そういうマットレス台貫とかはないように聞いております。

○志賀委員長 ありがとうございます。現場ではそういった重量についての管理は一切なかったということですね。

それと、今ちょっと、搬入伝票の受け取りというものは今の前のお話でされなかったということですので、これに対しての帳票類は一切存在しなかったという中で、一応こういうことを共通尋問として確認させていただきまして、委員長の共通尋問を終わらせていただきます。

では、各委員の方から質問をお願いいたします。持ち時間はお1人おおむね20分以内といたしますので、よろしく願いいたします。浅野委員。

○浅野委員 本日は大変ご苦労さまでございます。

私のほうからも何点かお聞きいたします。私のほうでお聞きいたしますことは、ことしの4月13日、連絡協議会のほうから資料として上がってきた、その部分を中心にお聞きしたいと思っております。

記録の提出請求した場合、連絡協議会のほうから上がってきた書類でございまして、この間、

千葉篤さんのほうにもこれに基づいてお聞きしたもので、同じような内容を中澤さんにもお聞きしたいと思っております。

まず、第1点目は、その資料によりますと、今回、中沢組さんが不適切な処理をしたと、この資料には出ております。その中身は、越の浦一次仮置き場に搬入されていないという記録があると。そのことについてお尋ねしたいのですが、その前に中沢組さんが連絡協議会のほうから依頼されて危険物の解体業を行ったと思いますが、それは何件ぐらいあって、その中身はS造といいますか、鉄関係の建物が何件ぐらいあったのか、まずお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 ちょっと記憶が薄いんですけども、解体ブロック、解体含めて七十五、六件だと思います。そのうち有価物関係は六、七件あったかな、そのようにちょっと記憶薄いんですけども、そのぐらいだと思います。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。先ほど委員長の質問によりますと、越の浦に有価物、解体したものを搬入したときには伝票がなかったというお話でしたが、持っていくときの、こちらからでなくて、向こうで受け取ったというときの伝票もないのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 ありません。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、中澤さんが越の浦に搬入したという記録は何によってわかるようになるのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 ないのでわかりません。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、この文書によりますと、中沢組さんが越の浦に搬入されていないという記録が出てきているんですが、このことは最初から連絡協議会の間でほかの業者も全て搬入した場合はそういった伝票の取り交わしが無いのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 もう一度お願いします。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 今回、今、中澤さんにお聞きしましたが、75件解体し、そのうち6件か7件有価物が発生するものがあったと。そういったものを全て越の浦の仮置き場に搬入されたんでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 全部いたしました。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 全部搬入して、一枚も伝票がないということは、どこの業者がそれを搬入して、またその中から有価物が出てくると思うんですが、そういったものについての記録は中澤さんのほうでは持っていらっしやらないということですね。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 私もありますが、恐らくほかの業者さんもないと思います。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 では、越の浦処分場に搬入した際はどの業者も何をどのぐらい搬入したのか、記録もそれから数量も何の記録もないということで理解してよろしいんでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 はい、そのように思います。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、搬入記録はそのようなことで、中澤さん以外の業者もどこもない。連絡協議会のほうとか、また越の浦の仮置き場のほうでどのように記録していたか、それは中澤さんはわからないということですね。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 私はわかりませんが、ちょうどうちの報告会の前に犬飼弁護士から配達証明で伝票らしきものを送ってこられまして、そのとき初めてわかりました。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 今、犬飼弁護士のお名前が出たので、次の質問に移らせていただきますが、犬飼弁護士からの質問書類についてお聞きいたします。平成25年5月28日付の文書で、有価物の搬入について尋ねられています。それはどのような内容で、中澤さんはどのように回答されたんでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 あんまり定かじゃないですけども、協議会のほうで和田さんの名前で弁護士から伝票らしきものと、それから有価物の搬入に対して異常に少ないということで、私どもとたまたま一緒だった清野工務店さんとに犬飼弁護士からその資料が来ました。我々はだから、物は弁護士さんには、うちのほうでは一切搬入しているのでわかりませんので、もしその伝票があるんだったら、こちらにお見せくださいとは文書で流しております。その後、その文書に対しての返事は協議会からだめだという断りの犬飼弁護士さんから言われたので、それ以上のことはわかりません。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 済みません、ちょっと最後のほう、よくわからなかったんですが、犬飼弁護士のほうからのお問い合わせの中に、搬入している有価物が非常に少ないと、そのことについてはこちらは伝票がないので、中澤さんのほうでないの、逆に協議会のほうでその伝票があるのであればお示くださいということをお返されたということよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 犬飼弁護士のほうでは伝票があると答えていますので、その伝票を逆にこっちから出してほしいですね。お願いします。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 では、犬飼弁護士のほうにある伝票を中澤さんのほうに逆に見せてくださいということの回答をなされたわけですね。その辺もう一回。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 見せてくださいとお願いしております。犬飼弁護士のほうに伝票があるんなら見せてくださいとお願いしております。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 お願いしていると。その段階だったわけですね。再度、犬飼弁護士のほうからもう一度、6月14日付で中澤さんのほうにお手紙が来ています。中澤さんが回答されたことに対する、もう一度お尋ねの文書ですね。そのときは、その中に中澤さんの回答に虚偽があるという、何か厳しい言葉が入っていたというふうに私たちのほうには資料で届いているんですが、どういったことを虚偽とおっしゃっているのか。また、それに対して中澤さんのほうからはお返事はされたのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 虚偽という言葉が使われても、私そういうことをやっていないのでわかりません。

犬飼弁護士さんのほうでは再度、私のほうでは越の浦の処分場に全部納入しているので、それ以上のことはわかりません。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。結局その後のやりとりは、弁護士と中澤さんの間では何もない。そのままでの無回答のままということによろしいのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 2回ほどやりとりしただけで、その後はありません。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。犬飼弁護士のほうでは、搬入の分が余りにも少ないと。でも全部搬入していますという中澤さんのほうの答えで、自分のほうでは伝票も出していないし、またもらってもいない。そのとき、たしか向こうのほうでトラックごとスケールに載っけて、はかって、空のトラックを返して、そのとき残りがどのぐらいかというのを記録にはとっていない。そのとき、このぐらいですよということの伝票も受け取っていないということに理解してよろしいですか。

○志賀委員長 浅野委員、この件に関しては、我々の調査の中で既に調査していて、スクラップの勉強会やったときに環境課に行って最後に話聞いたときに、24年の4月か5月まではそういう帳票類が一切発生していないということで確認済みなんですね。だから、ないということとは事実ですので、そのことは……

○浅野委員 証人に聞いているんです、委員長。

○志賀委員長 そういう前提でお話をしてください。中澤証人。

○中澤証人 すいません、浅野さん、もう一回お願いします。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 今、委員長がおっしゃいましたけれども、私たち、そういったことでなくて中澤さん本人にお聞きしております。ですから、伝票のやりとりは、先ほど中澤さんは75回解体して、その中で6件か7件ぐらいS造の建物があったと。全部、越の浦に搬入したとおっしゃっていました。それは何年ごろまで続いたのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 ちょっと定かでないので覚えていませんね。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 平成24年中に終わったのか、25年まで入ったのか。24年中ですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 はっきりしませんので、お答えできません。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。とにかく中澤さんが越の浦のほうに全部処分して、私たちのこの資料の中には中澤さんに関しては有価物の処理先が不明、2件不明なところがあるというように書かれているんですが、ほかの部分はそうしますと越の浦のほうで全部搬入しているので75件中73件についてはわかっている。ただ、2件については判明しないということで理解してよろしいのかどうか、その辺がちょっと私も判断に困りますが、中澤さんはどのようにお思いですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 それは私のほうで取得したということですか。うちのほうでは何もしていないので、それ以上お答えはできません。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。今回お聞きした中で、この2件が有価物先不明という、自由処分というふうには資料に書いていますので、これに基づいてお尋ねいたしました。大変ありがとうございました。

○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。曾我委員。

○曾我委員 市会議員の曾我と申します。午前中にも聞いた件でもう一度ちょっと聞きたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

1つは、塩釜建設協会のことであります。被災前の段階で建設協議会に加盟しているのであれば、その時点でどれぐらいの会員さんがいたのか、もしわかればお願いしたいと思います。塩釜建設協会。協議会。失礼。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 建設業協議会には、そうですね、ちょっと定かじゃないですけども、震災前の結束当時から入っておりました。その後、ちょっとごたごたあって、報告会以後、前に退会しております。

○志賀委員長 何社ぐらいあったかということですね。協会の会員が何社ぐらい。中澤証人。

○中澤証人 会社数ですか。ちょっと記憶にないですね。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 建設協議会という、建設会社さんが集まってやっているのが協議会だと思うんですが、それと日立建機との関係をちょっと私わからないということで聞きたいなと思っている点なんですよ。

実は平成25年9月20日に、これは第6回の調査特別委員会で参考人の千葉勇夫さんがるここで議場で発言をされたことがあるんです。ちょっと思い出す上でその発言をかいつまんでお話ししたいと思いますが、震災の3月15日から動線確保のために本格的に市内幹線道路の作業に当たる、市より被災ごみの集積箇所について指示が出る、市より集積のための重機の確保について打診される。千葉鳶が被災されていない場所にバックホー、コンマ4、コンマ8があることがわかり、新浜町に運搬搬入し、受け入れ体制が整うと、3月17日より千葉鳶とスバル興業による受け入れ作業を行い、5月中旬まで行われ、その後、千葉鳶、中倉に移行して新浜町の維持管理について5月中旬から8月末まで晃信さんに当たってもらい、加えて分別作業も晃信さんをお願いした。その確認の中でたまたま塩釜建設協会と日立建機による災害協定を結んでいたことで重機の手配ができたことで晃信さんを推薦した。新浜町は千葉鳶とスバル興業からリサイクル会に分別作業依頼。越の浦について23年5月18日に入札の結果、千葉鳶が落札。受け入れ体制を整えるのに困難な状況があった。8台、10台ともなると手配をできる業者はおのずと決まってくる。千葉鳶がそのままやるということで推薦を受けたので環境課に報告してきた。浦戸について千葉鳶が3社を絞り打診。2社に協力していただくことで日立建機との協定もあり、2社を推薦したと述べているんです、このときにね。

これをずっと見てみますと、相当いろんな段階で千葉鳶さんが出てきます。こういう中で結局そのバックにあるのは、自分たちが一番そういう重機を日立建機との関係で結んでいるから、それが手に入ったから当然そういうことができたんだということがあるわけですけど、やっぱり私は建設協議会と日立建機が結んでいるのであれば、千葉鳶株式会社とかそういう個人ではなくて、災害のときに建設業界が一体となってやるとすれば、そこに重機が日立建機との関係での協定だと思うわけですが、どうもこれ一連を見てみますと、そういう建設協議会の役員にいる者がそれを優位に使って、次々と今回の災害のときの仕事の多くを押さえていけた経過があるのかなとちょっと思うものですから、実際には日立建機と塩釜建設協議

会とはどういう一体結び方をしているのかと思っているわけです。

先ほど宮本さんに聞きましたら、彼自身も会には入っていないし、ほとんどはそういう重機というのは個々の会社の契約の関係でリースの支払いができる会社に応じての重機が手配されるものだというふうな認識で話していましたが、この千葉鳶さんの発言はそうではないんですね。塩竈建設協議会と日立建機が協定を結んできたからこういうことができたんだと言っているんですよ。それがちょっとなぞでありましてね、もし何かわかるのであれば教えてくださいたいと思います。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 記憶がちょっと薄いんですけども、平成20年に建設協議会と日立建機のレックスですかね、それと契約するような説明はありました。でも、我々から見れば、何で千葉鳶さんだけが重機がどうのと、我々だって自社のビル、五、六台持っています。宮本さんもそうです。八島さんも。清野さんもそうです。何でそういう地元の業者に相談なくして、千葉鳶さんがそういうことをやったんだか、それを逆にお尋ねしたいです。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 中澤さんの思いはそういうことだと。本当は同じくそういう協定を結んでいるのであれば、どんな会社にでもやっぱりバランスよく分けてもらって、そして仕事をすれば早いんだけど、やっぱり千葉鳶さんがなぜそういうことを言ってくれなかったのかという思いがあるということですね。それでいいんですね。はい、わかりました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 何点か確認をさせていただきます。

先ほど主尋問のほうでもそれぞれ、写真は撮った、しかし越の浦のほうの伝票類はないということでの証言がございました。そこで3番目あたりでお聞きしたんでしょうか、チェック体制について委員長のほうから聞いて、千葉鳶の下請から聞くと、千葉鳶の方での検査というのか検閲というのか、それをやって処分していたようだということですが、これは大体、先ほど例えば中澤証人のほうで75件、76件、ないしは6件、7件、大体全部搬入したというような証言がございました。それは大体、時期はいつからいつまでなのか。そして、同じ人物がその件について携わっていたのか。おわかりになればということで、まず確認させてもらいます。

○志賀委員長 中澤証人。

- 中澤証人 その件はちょっと定かでないので、ちょっとお答えできないですね。
- 志賀委員長 伊勢委員。
- 伊勢委員 そうすると、下請のほうでの取り扱いなので、中澤さんのほうの。言ってみればどういうふうだったのかというのは確たるものがまだないというふうに捉えてよろしいんですか。
- 志賀委員長 中澤証人。
- 中澤証人 そのように思ってもらって結構です。
- 志賀委員長 伊勢委員。
- 伊勢委員 そこで、実は協議会の総会、平成25年6月25日に行われて、そこで越の浦の仮置き場等々の業務報告がございました。それについて、例えばこういう処理の仕方について協議会等で問題にはならなかったんでしょうか。その点について、36社の各委員の皆さんからのご発言というのはあったんでしょうか。報告に関して。
- 志賀委員長 中澤証人。
- 中澤証人 ちょっと定かでないんですけども、宮本さんが会に対してその辺のご質問はしたんですけども、正確な質問がちょっとその辺はわかりかねます。
- 志賀委員長 伊勢委員。
- 伊勢委員 そうすると、どういうふうに処理したかということ自身、一次仮置き場のほうに持っていったその先はもうほとんど不透明というふうに捉えてよろしいんでしょうか。請け負った千葉鳶さんの取り扱い等は。
- 志賀委員長 中澤証人。
- 中澤証人 ちょっとその辺は我々詳しくわからないので、ちょっと答えかねますね。
- 志賀委員長 伊勢委員。
- 伊勢委員 大体、およその感じはわかりました。
- そこで、言ってみるならば、越の浦の搬入については結局請け負った千葉鳶のほうでの証言を聞かないとわからないと、こういうことになるんでしょうかね。
- 志賀委員長 中澤証人。
- 中澤証人 はい、そうですね。
- 志賀委員長 伊勢委員。
- 伊勢委員 あともう一点お聞きします。100条委員会をつくる前に、東日本大震災復旧・復興

調査特別委員会で、これはいつでしたかね、25年6月10日開催のときに、東日本大震災に係る廃棄物に関する協定、東日本大震災に係る建物解体除却に関する協定に基づく運用が極めて不正であるとともに、塩竈市が適正な行政指導、行政処分を行うことを求める上申書というのを塩竈市に提出しております。そのお2人、13社の代表として、当時の、きょう証言にいられている中澤 仁氏、それから八嶋信行氏の2社の代表名で提出しておりますが、この上申書というのは全体の瓦れき処理等々についての適正な行政指導を求めるという絡みで出したんでしょうけれども、ちょっとその辺の出されていった経過等について改めて整理をさせていただきたいと思います。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 それは、こういうふうになったのは再三私と八嶋さんと2人で和田会長に対していろいろと配達証明で文書を出したんですけれども、返答が余りないので、結果的にこっちもしびれ切らして市長さんのほうに上申書を、それも弁護士と相談の上で出しました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 内容等のご記憶でしょうか。その上申書の重立った内容。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 あんまり詳しくは記憶していないんですけれども、不正があったので、それを正してほしいという文面だと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それに対する市の回答というのは、ざっとでいいんですけれども、お答え願えればと思います。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 言葉は悪いんですけれども、市長のほうから鼻であしらわれたような返事でした。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。当時の上申書、議会のほうに出されたやつを見ますと、当時の文言で、市長回答のほうから出されたものでは、言ってみれば協議会等は協定書に業務を行った協会構成員に業務報告の提出を義務づけており、当時の履行の確認と報告内容に疑義が生じた場合には当然ながら意見し是正を求めるというふうにはなっておりますが、しかし、最終的にはこれらについて訴えるものはないというふうな回答だったようですが、そういうふうなご記憶はございますか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 はい、あります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それに対して、上申書と回答の関係で再度何らかのアクションは、行動は起こされたのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 その回答には、ちょっと定かでないのですが、その後、私とうちの担当してもらっている事務局の大竹さんと2人で市に対して情報公開の請求をいたしておりました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 情報公開の請求というのは、これまでというか、3・11以降のさまざまな瓦れき処理の不明な、どうもあるようだということ踏まえて情報公開条例に基づいた資料請求を行ったということなんでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 はい、そのとおりです。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、その際、全体として情報公開開示請求を行っていく中で、どういうことが判明したのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 協議会の役員、会長、副会長、事務局3名の解体のボリュームが余りにもひど過ぎてびっくりいたしました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、その割合が非常に役員執行部中心に請負されていると、請け負っているということですね。その後どうされました。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 そうですね、全体のまず金額として、5社で6割強ぐらいの受注はしていると思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それは皆さんのこういった36社で構成した方々の中で、こういったやり方おかしいなというふうにいるような意見なんかが出たのでしょうか。あるいは、そういうことも含めて

一連の経過、おわかりになれば教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 はい、出ました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、有価金属等についても瓦れき処理で当然一次仮置き場に持っていきますわね。伝票類がないということも含めて、それらの疑問符については何かそういうことについて感じられた会員さんはいらっしゃるのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 トン数は定かでないんですけども、我々ちょっと調べている中で大分ギャップがあるなと思っていました。ただ、それとアルミがどこへ行ったか見えないので、その辺も不思議に思っていました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ギャップがあるというのはどういうことを指すのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 我々の推測では、当初、塩竈市から予定表みたいになっていたんですけども、それに比べて意外と入ったトン数が少なかったように感じています。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、市の見込みよりも入っている数が少ないと、こういうふうに捉えてよろしいんですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 はい、そのとおりです。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、その差というのはどのようにされたかは中澤証人は何かおわかりになるんですか。数ぐらいしかわからないのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 それに関してはちょっとここで難しくお答えできませんので。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いずれにしても、一次仮置き場等についてそういう差があるということ、市が推計したものですね、それから実際の数値というのの差のギャップというのは今、私たちが改

めてお聞きをしたところです。

そこで、再度の確認なんですけれども、前段に犬飼弁護士等々からの関係で2度ほど質問と
うか回答と
うか、そういうものを求められたということですが、やはり先ほどの回答と
同様に、つまり計量は当時していなかったし、それから当時の検取もないので、今のところ
犬飼弁護士に対しての関係ではむしろそれに答えようがないということで再度確認してよろ
しいんですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 そう思ってもらって結構です。

○志賀委員長 ほかにご発言ないですか。嶺岸委員。

○嶺岸委員 では、私のほうから何点か疑問に思ったことをお聞かせ願いたいと思います。

今、中澤証人が解体は自分のところでこのくらいだと数を示して、75ぐらい、そのうちはっ
きりしているのが何ぼだと。でも、塩竈市から解体指示書というものが出ますよね。それは
どういうふうな形で中沢組に回って仕事が行っているのか、どういう指示がされて行ってい
るのか、ちょっと教えてください。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 その解体の指示書は環境課のほうからお電話が来て、それを環境課に取りに行って、
鈴木孝至氏から配付されておりました。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 そうしますと、その指示書の内容は、例えば私のうちと仮にしますよね。普通の一
軒家、2階だと、その中にはガラスもあればアルミもあれば棒もあれば何もあると。そうい
うものを目算ではじいたものがこのくらいありますよという中身が入った指示書なのか、あ
るいはまるっきり解体してくださいよという指示書なのか。そして、その中で有価物が出て
くる分については越の浦の一次処分場に運んでくださいという指示なのか。その辺が今まで
参考人が来ていろんな話を聞いて、それから証人も聞いて、その辺がどうもはっきりしない
流れなんです。書類等を見てもみますと、その行き先が、金額のフローがはっきり出てこな
いというのが状況ですので、まず中澤証人のほうから具体的に自分の会社はこういうふう
に
いって75件分仕事をしていましたよということを教えてもらえませんか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 ちょっと難しいんですけれども、指示書をもらって解体して分別して越の浦に納め

ました。その後の動きは我々はわかりませんので、あとそれは和田会長に聞いていただくほうがよろしいんじゃないでしょうかね。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 やっぱり私ども議会側としても、その辺が今、中澤証人から言われたとおり、いわゆる有価物を越の浦へ持っていったときにはもう目方も伝票も何もないと。初めて聞いてびっくりしました。これは、じゃあそのお金はどういうふうにやって支払われるのか。全然、原価があつて単価がないような状況ですので、これはむちゃくちゃな仕事のやり方でないかなと、塩竈市がね。やらせ方も。あるいは、受けた業者が、協議会のほうがあるいはめっちゃくちゃになっているのか。その辺、どう思うか、感想で結構ですから教えてください。わかりません、この辺は。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 その件に関しては、当初は有価物に関して協議会のほうで民民は差し引かれているとか、はなから解体の金が引かれているとかいう、一般の役所の体系ですね。我々のほうには、それは処理はとにかく有価物は越の浦の処分場に持っていけという指示でした。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 済みません、ちょっとしつこい要望になると思うんですけども、そうすると有価物は有価物で持っていくのはわかりました。その運搬料、当然トラック何トン車かで持っていきますよね。この間、中澤証人は写真まで皆さんに見せましたよね、アルミとかなんとかあって。その持っていったときの金額とか運搬に、それからそれらの諸経費というんですか、経費、それから中にあるものがプラスなのかマイナスなのか、重さがね。全然わからないで、やっているのかと。こういうふうに捉えられてもやむを得ないんじゃないでしょうかね。それでよろしいんでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 それは私ではちょっとお答えできないですね。やった本人でないとわかりません。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 そうすると、非常に私どもの今度100条委員会では結局いろんなフロー、銀行のフローまで出してもらって今、流れでチェックして、台帳と一生懸命合わせてきました。そうすると、合うところと合わないところと空白のところ、どんどん出てきていまして、一応現場も知っている中澤社長だったら一番明確にわかるのかなと思って聞いてみたんですけど

も。それと、一番苦勞している人が何のためにやったかと、仕事もさっぱり来なくて苦勞ばかりして何だというような状況になっているのかなということとですね、その流れ、その解体してからの流れの部分のお金が入ってくる部分はどこまでが自分に入ってくるのか、有価物は別なのか、そこだけちょっと教えてもらえませんか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 解体指示書どおりの解体は我々のほうに直接入ってきます。有価物に関しては一切わかりません。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 では、私からも質問させていただきます。

先ほど民民は有価物は差し引かれていると言いましたよね。すると、協議会はもし差し引かれる状況であったらこういう問題は起きなかったのかという意見なんですけれども、どうですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 そういう問題ばかりじゃないと思います。我々、会員やっていて、報告会でもそうなんですけれども、何かほかの役員の説明があやふやなので、会員はみんな戸惑っていました。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 説明があやふやということは、仕事をする段取りがわからなくなるということですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 仕事の段取りは我々プロなので、それは自分のほうでちゃんと采配します。それは問題ないですけれども、その後の説明がはっきりしなくて、その辺の不安が皆さんにあったかと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 それは先ほど宮本産業さんも言っていましたけれども、運営の仕方ですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 役員の運営の仕方だと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 その運営の仕方というのは、中澤さんの意見でいいんですけれども、どういうふう

にしたらよかったと思われませんか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 あの当初は、初めにやったときは定期的に定例会を開くというお話でしたが、その後、二、三回続けて、トータルで五、六回ぐらいやったのかな、あとは行っていませんでしたので、そういう中身は役員の方々が決めたと思うので、そっちのほうに伺ってください。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 もう一つ、中澤さんの会社では民民の仕事というのはされたんでしょうか。（「民間の」の声あり）民間の。先ほど言っている民民だからっての、意味わからないんですけども。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 個人的な民民の仕事をいたしておりました。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 そのときの有価物はやはり差し引かれていたんですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 それは後で後ほど、これちょっとまずい話なんですけれども、被災者のほうにないしょで返しておりました。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 いろんな問題がこの中に内在していると思うんですけれども、やはり情報開示がうまくいっていなかったのかなと、そういうのが感じられるんですよ、今回聞いていると。それがやはりできなかったのかなというのが私が一番感じていることなんですけれども、これから先どういうふうになっていくのかなというのも心配なんですよ、ここが。今このまち自体がね。そしてもう一つ感じていることは、先ほど中澤さんが業務指示書と言いましたよね。その業務指示書に日付入っていましたでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 入っていたものもあれば、入っていなかったものもあります。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 入っているのも入っていないのもあるんですか。じゃあ入っているのはどういうやつなんですか。覚えていますか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 それは、入っている入っていないは私の判断でないので、環境課の鈴木孝至君の判断だと思うので、それはわかりません。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 市役所の仕事をして、何十年なさっていると思うんですよ。仕事自体は。そのときは業務指示書に日付入っていたんですか。建設部の仕事をされていたんでしょう、ずっと。それも教えてください。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 公共事業に関しては業務指示書というのはめったにありません。今回の災害に対して初めてだと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 入札だからないということですね。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 入札はありませんでした。この災害に関しては特例随契だと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 本日はどうもありがとうございます。

質問させていただきます。最初、浅野委員の質問の中で、75件ほど解体をしていると、協議会からの依頼で。六、七件が有価物絡みだったという話がありますが、その中でまた回答なさった中で、分別をしないと受け入れていただけなかったという話が出てきますけれども、それは最初分別していなくて出して、分別するように指示を受けてそういうふうになったのか。ないしは、最初からそういったことで出されていたものなのか。指示が出されていたのであれば、どういった形で指示が出されていたのかをお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 当初は分別という話はありませんでした。後ほど、中倉のときは分別はなかったです。その後、協議会のほうから連絡が入って、とにかく有価物に関しては分別していくと。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、当初は何ら指示はないという形でよろしいと思うんですが、途中からそういった分別するような形に変わったということですが、それは特別何か指示書と申しますか、書面が出されたものなのか、ただ単に口頭なのか、その辺をお伺いいたします。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 ちょっと記憶にないんですけども、口頭だったんだか、ファクスで流れてきたんだか、ちょっと記憶にないですね。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、この有価物を分別して出しているということですが、そうすると具体的にどういった形で分別されたのか。トラックごと違うのかとか、それから一緒ではあるけれども積み部分を分けて束ねてとか、そういった具体的な分別の仕方、そして提出の仕方をわかれば教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 分別はまず木、瓦れき、瓦れきというのはコンクリートですね。それから有価物は鉄、アルミとステンレス、そういう分け方ですかね。あとは雑のごみというような感じです。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、午前中、宮本さんにも質問した同じ質問になるわけですが、24年の11月末に産業建設常任委員協議会で前嶺岸議長がこの有価物については横流しをしている業者がいるんだと、それもみんななんだと。自分はそこに行って話も聞いてきたんだという、そういう発言になっているわけですが、実際に中澤さんのほうに前嶺岸議長が来られてということはありませんか。そういうところをちょっとお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 それはございません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ということは、行っていないということで、中沢組さんのところにはないということですね。そしてもう一つ、その話のくだりでは、みんなやっているんだという話が出てくるんですが、そういったことが何か会議の中でも話されているんだという、そういう話の内容になっているんですが、実際何かの会合の中で横流しのことについて聞いたことはありませんか、話については。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 うわさには聞いたことがありますが、定かでないですね。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 うわさでちょっと聞くぐらいということで、きちんとした、誰々さんがこうだとかああだというところまでは記憶にもないぐらいのそういった話だというふうに捉えますが、

そんな程度でよろしいでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 そんな程度でしょうね。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 きょうはどうもありがとうございます。私のほうからちょっと質問をさせていただきます。これまでの質問とちょっと重複する部分があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、協議会の総会資料とか、いろいろ読ませていただきました。その中で中澤さんたちがいろんなやりとりをしています、これはやはり私たちからすると本当に同業の方たち、一生懸命、震災復旧のために尽力をしていただいた。その中で、仕事の配分に対するいろんな課題、問題点であったかというふうに受け取っております。この内部的なものに対しては、議会としてはなかなか入り込めない部分があると私は解釈しております。

議会として大切なことは、有価物の件なんですね。その処理が適正に処理されていたのかどうか。これは最も大事なことでございます。先ほど中澤さんからお話を伺いましたけれども、市からこういった瓦れきの処理の仕方、こういった処理をなさいということを指示がありましたかという先ほど質問がございましたけれども、そのときに指示があったと、環境課に取りにいったと、中澤さん今お話しになったんですが、そうしますと、ある程度業者さんたちはこの瓦れき処理あるいは有価物の処理の仕方というのは皆さん、ある程度プロですので十分に理解してお仕事をなさったと受け取ってよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 有価物に関しては我々もプロなので、それは別途扱いにしております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。それで、1つ気になったのは有価物に関する伝票ですね、越の浦に搬入したときのいろんな出入りの伝票がないということで、そういったことが本当に緊急事態でしたのでなかなか事務的な処理はできなかったかというふうに理解はしますが、伝票がないということは車両が何度往復したのか、何回その日に搬入したのかという、そういった記録もないのでしょうか、お尋ねします。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 それはありません。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうしますと、1日、例えば何回運んでもある程度料金は、というか運転手さんに支払ったりということはある程度の概算でそういった支払いとかはなされたんでしょうか。

○志賀委員長 阿部委員、解体の場合は面積で単価が決まっています。何回運ぶとかなんとか、そういうのでは決まっていらないんです。阿部委員。

○阿部委員 失礼しました。承知しました。ありがとうございます。

それで、中澤さんに1つお聞きしたいんですけれども、解体した建物のちょっと資料が私たちも調べてございました。木質とかコンガラとか、いろんなそういったもので分けられておりますけれども、その中で金属というのがゼロというものが出てきていますけれども、大体建物が結局コンクリートの建物ですと金属というのは出ないんですか。出ない建物もあるんですか。お聞きします。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 コンクリートもいろいろあって、ブロック系はほとんど出ないと思います。あとRCの建物、鉄骨の基礎とかは鉄筋は出ます。（「ありがとうございました」の声あり）

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうも証人にはご苦労さまです。

私から数点ちょっとお聞きしたいんですが、協議会が出された議事録の件なんですけれども、その中で午前中になされた宮本産業さんの答弁というか質問の中で、市議会議員を仲介されて中沢組に協議会の千葉鳶さんのほうから1対1で会いたいとありました云々とあるんですが、そしたらいろいろ話が出てきたと。最後はその話は本人から聞いてくださいというふうな終わり方で終わっているんですが、常識的にこのやりとりの前後を見ますと、なかなか近い仲間同士のやりとりではないと思うんですね。その1対1で話し合ってくださいという先方のほう。そういった中澤さんはこういう話が出されたときに、どのように感じられましたか。ただ個人的に会うために中澤さんを仲介されてきたのか。何か協議会と反協議会の会員の中のやりとりなのかなと思われたか、ただ個人的な話し合いと見たのか、それだけちょっと教えてください。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 私は当時、ほじくり返しは余り好きじゃないんですけれども、西村君が来て話しして、千葉鳶の社長と話しました。そのほかでは、私は来た段階で、西村氏からお話伺った段

階では、これは普通の話じゃないなとびんと来ました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 誰だってそう思うのは当然だと思います。それだけ聞いておけばいいんですが、それで、いろいろあったんだけど、それは今感じを聞いただけで理解するものとしませう。

それで、解体のほうの話、ちょっと確認だけ。これで終わりたいと思うんですが、例えば環境課からの作業指示が出されたら。その作業指示書の中に金額というのは書いてあったんですか。例えば何々の物件ですよというふうな、物件がありますよね。それに金額が書いてあったのか、それともただ、どこどこ町の何番何号の誰々さんのお宅を解体しなさいというだけの指示だったのか、ある程度細かに指示の内容等が書いてあったのか、その辺お知らせください。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 指示書の中身はコンクリート、建物であれば平米数ですね、何平米とか、そういう数値は入っています。それは、単価はおのずと決まっているので、それに金額を入れるだけで総体の金額は出ます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。その平米数とか、何々、構造物のやって、あと単価、自分でその単価を書いたんでなく、役所からの指示書に金額が書いてあったというふうに理解してよろしいんですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 市役所のほうでは金額は入れておりません。平米数だけです。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ということは、今まで協議会さんにお話を聞くと、あと行政に聞くと、金額ももう当初から解体指示するとき金額決まっているように言われているので、今聞いてちょっと驚きなんですけれども、そうすると、さっき中倉だ何だに搬入するときも何の合図もないというのは解体の、ごちゃまぜになって申しわけないんですが、金額関係というのはある程度、企業関係に任せる、ある程度の数字がありますけれども、そういうののチェックという、出した分を協議会に例えば流れ的に言いますと、環境課から仕事がありますよと言われて、行って書類もらってきてどこどこだとわかりました、仕事をしました、すると、終わった時点で写真等を撮ってあればそういう写真も添付して、あと御社の会社のほうでその構造物と照

らし合わせて決まっている単価を掛けて請求を協議会に出すわけですよね。協議会からそれが支払われるというようなやりとりだったんですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 それは違うんです。解体後の完了届け出書に書類出して写真全部添付して、金額はこっちで入れます。それを環境課のほうに持っていき、その環境課のほうで精査して、それで金の取引をします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 済みません、何か、構造物の計算するというから、それを協議会に出して、協議会が審議請求したのかなと思いましたので、それで確かめました。そうすると、解体の場合は環境課に出して環境課から連絡協議会のほうに行って、連絡協議会が役所に請求して、それを渡されたということではなく、直接だったんですか。

○志賀委員長 本土の解体については、割り振りは協議会がやったんですが、個々の契約は業者と環境課で契約していますので、浦戸だけは連絡協議会が、はい。

○菊地委員 解体と聞くと、もう浦戸も本土も全部ごっちゃまぜになって済みませんが、ただ、実際に金額を入れたのが各業者さんだというのだけわかって、わかりました。どうもありがとうございました。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。田中委員。

○田中委員 その解体の話なんですけれども、23年中ですか、やった、下半期。10月以降なんですけれども、役所から仕事してどのぐらいして金入ったんでしょうか。お金をもらうとき。要するに、それだけがちょっと気になっていたんですよね。金額はいいです。お金を請求書出して、完了届け出して請求出すわけでしょう。入金がいつごろになったかということなんです。それがちょっと心配なんです。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 物件によってまちまちなんですけれども、結構早かったですね。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 市議会議員の小野ですが、大変ご苦労さまでございます。

私もちょうと確認したいと思いますけれども、その前に解体とそれから越の浦に運んでいく運搬関係、これはワンセットだというふうに考えていいんですか。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 解体は処理は別にして、運搬まで我々持ちです。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そうですか。解体は行政のほうで持つけれども、運搬、それを越の浦でしたら越の浦に運んでいくのは業者さん持ちと。違うの。それ一緒にいいということですか。もう一回、確認します。

○志賀委員長 これは込み込みの単価です。小野委員。

○小野（絹）委員 それを今確認したかったんです。込み込みですねということで確認したかったんです。

それともう一つは、一次仮置き場でチェックするものが何もなかったわけですね、伝票とかそういうもの。そういう意味では、ほかの業者の方も皆同じということで考えていいんでしょうか。といいますのは、一次仮置き場がどれくらいの量になっているのかとか、そういうことについて全体的な総量を把握するようなものというのは実際は二次的な搬入のときとか、そういうときしかわからなかったのかなと思って今お聞きしているんです。ですから、中澤さんのときだけでなく、ほかの分野も全部、要するに伝票もない、そういう状態であるというふうに考えていいんですね。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 我々の仲間のほうでは、そういう伝票のやりとりをした業者は一切おりません。あと役員の方々は、私はわかりません。中身は。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 まず驚きましたね、でもね。驚きましたというのは、それはそれでいいのかもしれませんがけれども、要するにこの一次仮置き場のかかわりが出てくるわけですから、一次仮置き場が実際それぞれのところで6億だったり1億7,000万だったり13億だったりとか、いろいろ出てくるわけですから、そういった点で今後のちょっと問題として考えていく分野があるのかなと思ってお聞きしたわけです。

それからもう一つお聞きしたいのは、中澤さんのところでは有価物の、先ほど来言われていますように自社処分をしたということはないということですね。確認しておきたいと思えます。

○志賀委員長 中澤証人。

○中澤証人 私のほうでは、自社処分はいたしておりません。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。そういう点ではいろいろ風聞か何かそういうのも出ているようですので、そういう点でははっきりさせていただいてよかったと思っております。私の質問は以上です。

○志賀委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 なければ、以上で中澤 仁証人に対する尋問は終了いたしました。

中澤 仁証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

〔証人退室〕

暫時休憩いたします。再開は15時からといたします。

午後 2時19分 休憩

午後 3時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清野 薫君の証人尋問を行います。

証人の入室を求めます。清野 薫証人。

〔証人入室〕

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技

術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらに正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立ください。

まず、清野 薫証人に宣誓書の朗読をお願いします。

○清野証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成27年6月15日。

○志賀委員長 名前、住所をお願いします。

○清野証人 清野 薫です。塩竈市新富町。株式会社清野工務店代表取締役です。

○志賀委員長 それでは、宣誓書に署名押印、お願いいたします。

ご着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を越えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。なお、こちらから質問しているときは着席のままでもよろしいですが、お答えの際はご起立の上発言願います。

各委員に申し上げます。本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に関する重大な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、各委員におかれましては、証人の人権に留意の上ご発言願います。

これより、清野 薫証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

それでは、委員長からの共通尋問を行います。

まず、清野 薫証人にお尋ねいたします。あなたは清野 薫君ですか。

○清野証人 はい。

○志賀委員長 委員長からの共通尋問を行います。

初めに、有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項についてであります。

1つ目に、越の浦への搬入状況に関してお伺いいたします。解体現場では当然写真等も撮られると思いますが、この解体現場から発生したスクラップ、瓦れき、こういったものを積み込む際、写真は必ず撮っていたのか、撮っていなかったのかについてお伺いいたします。清野証人。

○清野証人 答えいたします。工事の一連の着手前から工事が完了した完成まで、一連の工事写真を撮っております。

○志賀委員長 ありがとうございます。その写真については役所のほうに多分提出されると思うんですが、手元にもやはり写真は、例えば委員会のほうで要求した場合は出せる状況にあるのかなのか、お伺いいたします。

○清野証人 全て環境課のほうに提出しておりますけれども、多分、書類等の写真等残っておりますので、提出できると思います。

○志賀委員長 ありがとうございます。

次に、解体した瓦れき、それからあと有価物、スクラップ、これを現場ではどのように管理していたのか、お伺いしたいと思います。清野証人。

○清野証人 工事着手した時点から、木くず、瓦れき、金属等、みんな分別して一連の工程の中でおのおの、随時、越の浦のほうに搬入しております。

○志賀委員長 ありがとうございます。今、越の浦に随時持っていったということなんですが、搬入現場の越の浦ではどのようなチェックを受けていたのか、もし、わかっている範囲内で結構ですからお答えください。清野証人。

○清野証人 チェックと今、委員長のほうからお伺いされましたけれども、搬入した時点ではそのチェック等のほうは一切こちらのほうでは確認しておりません。

○志賀委員長 ありがとうございます。それと搬入の際、例えば向こうの搬入現場において写真等は撮られていたかどうか、その辺も確認させていただきます。清野証人。

○清野証人 写真等は撮っておりません。

○志賀委員長 ありがとうございます。

続きまして、帳票類についてちょっとお伺いしたいと思います。搬入の際、何がしかの伝票を清野工務店として持っていかれたのか、それともまたは現場事務所で発行している何かしらの伝票を受け取っていたのか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。清野証人。

○清野証人 こちらからの搬入伝票、あるいは受け取りの伝票は一切ありません。

○志賀委員長 ありがとうございます。

続いて、搬入物の重量について、数量ですね、こういったものについて搬入場所ではどのような管理をしていたのか、ご存じであればお答えください。清野証人。

○清野証人 こちらのほうで詳細については把握しておりません。

○志賀委員長 ありがとうございます。

先ほどもちょっと伝票のことでお聞きしたんですが、もう一度確認させてもらいますが、搬入した際に受取書等の発行は受けていたのか、受けていなかったのか、改めてお伺いします。清野証人。

○清野証人 受けておりません。

○志賀委員長 ありがとうございます。

以上で、委員長からの共通尋問は終了いたします。

次に、発言の申し出がありますので、これをお伺いいたします。お1人の尋問時間はおおむね20分以内といたします。浅野委員。

○浅野委員 本日は大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから清野証人にお伺いいたします。今回、一連のこの特別委員会の中で議会のほうで求めた資料の中で、連絡協議会のほうから来た資料がことしの4月13日の資料がございます。それは、平成25年6月14日付の監査報告に係る書類でございました。それについてご質問させていただきます。

まず初めに、清野工務店さんのほうでは今回、連絡協議会のほうから、また市のほうから依頼された危険物の解体は一体何件ぐらいあったのか。また、そのうちS造、いわば有価物に関する建物については何件ぐらいあったのか、まずお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 市の環境課のほうから当社のほうで68件の依頼がございました。それと今、浅野委員がお話しいただいた内容の詳細ですか、ちょっと詳細についてはこちらのほうではっきりわかりません。また後日お願いします。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 全部で68件ぐらい。当然、その中ではS造りのそういったものはあったかどうか、まずその点だけお聞きいたします。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 ございました。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。その件数については記憶が定かでないということでよろしいでしょうか。

それでは、その際、有価物、越の浦に搬入されたときに分別されて、木くずとかガラとかというような形で搬入されたとお聞きしましたが、有価物についてはどのような手順で搬入されたのか、少し詳しくお聞かせください。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 現場のほうで発生時点にダンプのほうに積み込みして、越の浦のほうに搬入いたしました。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 そのときはそのダンプ1台には全て有価物だけ搬入されたのでしょうか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 そうです。当然、分別でございますので、有価物については有価物だけ積んで搬入と、搬出、そういうふうな格好になります。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。それから、搬入したときの記録とか伝票は受け取っていないし、こちらからも提出していないということでお聞きしたんですが、どのようにして自分たちの搬入したものが記録されているのか、その辺についてのご心配はなかったのでしょうか。例えば民間の方たちがいろんな方が瓦れきやそういったものを個人で取り壊してもなかなか搬入するのに難しかったと思うんですが、何か証明書みたいなものがあって、フリー

パスで入られたのかどうか、その辺の搬入の仕方について少し詳しくお聞かせください。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 今、委員ご指摘の搬入の状況ですけれども、私ども直接現場のほうに行って受け取りとか、そういうような状況になかったものですから、当然そのように皆さん方で搬入しているものだと思って通常に解体活動をしていたという状況でございます。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、清野工務店さんが直接解体したものをご自分たち、または下請にお願いして搬入したのではないんですか。どのような形で搬入されたのか、その辺がもうちょっとわからないんですけれども。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 今ご指摘ということは、要するに自社で直接搬入したか、あるいは下請業者に任せたとか、そういうことでよろしいでしょうか。自社でもやりましたし、解体の下請業者にお任せしていることもあります。以上です。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。そのとき、清野工務店さんも直接越の浦のほうに搬入された。そのとき、入り口のほうで清野工務店さんということがわかって搬入されたと思うんですが、その何か証明書なるものがあつたんでしょうか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 うちのほうの会社のダンプの名前ですとか、そういうふうなものがありましたから、すんなりそのままチェックなしで入れたと思いますけれども、詳細についてはわかりません。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。清野工務店さんという名前が書いているダンプで搬入しているので、当然それは清野工務店さんが解体されたもので、こちらのほうでもまた依頼している、また民民からのものもあつたかもしれませんが、それもそのまま搬入できたということで理解してよろしいでしょうか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 はい、そのとおりでございます。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

先ほどお聞きしたいと思っておりました4月13日の連絡協議会のほうから私たち議会に寄せられた資料に基づいてお聞きしたいんですが、この中で実は平成25年6月14日付の監査報告の中にかかわる書類ということで、監査のほうからの附帯事項として、一部業者の不適切な処理が認められたとするというような会議の記録がありまして、そのことに関しては清野工務店さんが不適切な処理をされていると、越の浦の一次仮置き場に搬入されていない記録がある、それは1件だということで書かれているんですが、そのことについて清野さんのほうではどのような状況なのか、お聞かせください。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 そのような事実はございませんので、今、委員がおっしゃったように、私どもではお答えするあれはありません。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。では、こういった監査報告に関する附帯事項については、清野工務店さんのほうではそのような不適切な処理は一切行っていないと、そのような証言と受け取ってよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 そのとおりでございます。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、もう一点お聞きしたいのですが、その後、連絡協議会のほうから犬飼弁護士を通じて、平成25年5月28日付での文書をお受け取りになりましたか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 はい、受け取っております。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 その文書はどのような内容だったのでしょうか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 25年5月28日なものですから、はっきり記憶にないものですから、今、文書を持ってまいりました。こここのところに、とにかく当社のほうでスクラップ等を越の浦に運んでいないから、その事実を回答するようにというような内容です。

○志賀委員長 浅野委員。

- 浅野委員 その内容について、証人のほうは回答されたんでしょうか。
- 志賀委員長 清野証人。
- 清野証人 はい、回答いたしました。犬飼弁護士から配達証明つきで配送されてきましたときに、中沢組さんのほうからご連絡いただきまして、こういうふうな文書が届いたかと、そう言われましたので、確かにうちのほうにも届きましたと。それで、その内容について当社と同じような内容でしたので、中沢組さんと話しいたしまして、その回答を犬飼弁護士のほうにファクスいたしました。以上です。
- 志賀委員長 浅野委員。
- 浅野委員 どのような回答をされたのか、お聞かせください。
- 志賀委員長 清野証人。
- 清野証人 回答は一応、鉄くずは全て越の浦の仮置き場のほうに運びましたと。それで、越の浦の一次仮置き場の受付の方からの伝票、控えなどいただいておりますので、弊社はそれ以上わかりませんと、そのようなお答えをいたしました。
- 志賀委員長 浅野委員。
- 浅野委員 ありがとうございます。その受け取った犬飼弁護士のほうから再度お手紙が来たと思いますが、その内容についてはご記憶ございますか。
- 志賀委員長 清野証人。
- 清野証人 6月14日の時点で犬飼弁護士のほうからまた再度、搬入の記録をお送りくださいということでしたが、記載されてありませんがということで、当社のほうに6月21日まで代理人である当職まで提出してくださいと、その旨の内容でした。
- 志賀委員長 浅野委員。
- 浅野委員 この犬飼弁護士の書類については、当議会のほうにもその文面が資料として提出されております。私もその文面を読ませていただきました。そのときに、清野工務店さんの報告は虚偽であるという厳しい一文があったと思うんですが、それに対して清野さんのほうでは犬飼弁護士のほうにどのような回答をされたんでしょうか。
- 志賀委員長 清野証人。
- 清野証人 6月21日に報告書として14日に貴職から認められた鉄くずの処理に関して報告しますということで、弊社が解体工事を行った全ての建物から発生した鉄くずは全て越の浦の一次仮置き場のほうに搬入したと、越の浦の一次仮置き場での受付の係の方から伝票の控えな

どをいただいておりますので、弊社はそれ以上のことはわかりませんと、そういう答えでお返しいたしました。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 では、1回目の答えと2回目の答えと同じような内容でお答えになったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 そのようになります。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。私たちのほうの手元にある資料についての質問は、これ以上の質問はございません。これからまた特別委員会の中でさまざまなご質問があり、理解を深めていきたいと思っております。私のほうからは以上です。ありがとうございます。

○志賀委員長 ほかにご質問はありませんか。曾我委員。

○曾我委員 市会議員の曾我と申します。よろしく願いいたします。

3人の方に、宮本産業さん、それから中澤さん、そして清野さんに同じことを聞くようになりますが、清野さんは塩竈建設協議会には加入されておりますか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 加入しておりません。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 今回の3人の方どなたも加入されていないということでちょっと残念だなと思いますが、聞いたかったことは、塩竈建設協議会がいろいろ積極的に解体の取り組みができたのは日立建機との協定があるから、そういったバックホーだとか、ちょっと機材、私もよく詳しくはわかりませんが、そういうのがもう6台も8台も借りられたんだというようなことが千葉篤さんから前話があったんですね。それで、やっぱりこの数字を見ますと、一部に偏った形に事実として数字が見えるんですけども、これらの、本当は塩竈全体の建設業界を初め、このときは一緒になってやろうということが最終結果として非常にアンバランスな形の取り組みになったかなと思うんですが、それらについて何かご感想があればお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 私、塩釜市建設協議会の人間でございませんので、そのような状況のこと、私はっ

きりわかりませんので、お答えできません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうからも質問させていただきます。本日はありがとうございます。

先ほど浅野委員からの質問を聞いているわけですが、そこをちょっと整理すると、いわゆるスクラップやら何やらの出入りについては何ら確認はされていない、本人もこちらでも何もない、伝票も何もない、受け入れ側でも何もないと。そんな中、協議会から有価物の搬入量が少ないんじゃないかというクレームがついたと、この犬飼弁護士を通じてですね。ただ単にクレームだと、何の根拠もないクレームだと、私は聞いていてそういうふうにとったわけですが、本人はそれについてどう思われたのでしょうか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 大変遺憾に思っております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 先ほども、繰り返しになりますけれども、何か伝票とかそういった証拠書類があってそれを算定するものが実態があればですが、本当に私もこの監査報告と犬飼弁護士の手紙については変だなと、変だといいますか、若干憤慨するというか、そういう思いがあります。

それからもう一点お聞きしたいのは、きょう1時から来られているので聞いているかと思うんですが、24年の11月の産業建設常任委員協議会の中で、嶺岸前議長が有価物を横流ししている業者がいるんだと、それはみんななんだと、自分も見に行っただと、話も聞きに行っただという話をされているんですね、その協議会の中です。実際に例えば、これは証人にお聞きしたいんですが、嶺岸前議長が来られて、そういうことがあったかないかだけをお答え願いたいんですが。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 そういう話は今初めて聞きましたし、そういう事実も私は一切わかりません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、その話の中で会議やら何かでそういった話が出ていまして、みんなだという話になっているんですね。そういう横流しの話を何かの会合やら何やらでお聞きになったことがあるのかなのかを……（「うわさ」の声あり）うわさですね、そういったところをちょっとお聞きしたいんですが。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人　そういう話は伺っておりません。

○志賀委員長　鎌田委員。

○鎌田委員　どうもありがとうございました。

○志賀委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　伊勢と申します。

　ちょっと確認までです。災害復旧連絡協議会のほうで報告会、6月25日に行っております。そこでは危険建物解体の市の委任ということで、清野工務店さんのほうで取り扱ったものが平成23年度で54件、平成24年度で9件というふうに合計63件ということで示されております。先ほどの関係でちょっと確認をさせていただきたいんですが、民間の、民民の分もあるのかなと思うんですが、協議会の報告等でその件数でよろしいのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○志賀委員長　清野証人。

○清野証人　先ほど浅野委員からお聞きされた件で、弊社のほうで68件とお答えいたしました。

　それはあくまでも環境課のほうと請負契約を結んだ物件の数量でございます。

○志賀委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　わかりました。その際、越の浦の協議会の報告、決算、報告次第、同様に平成25年6月25日ですが、この資料を見ますと、越の浦の搬入の関係で平成23年から24年度分の扱い、ざっと6億2,000万でしょうか、ざっと総額として取り扱っている、管理業務として扱っているんですが、そこに清野証人の会社のお名前が記載されていないというふうにじっと見受けるわけですが、その辺はどういう事情なのか、おわかりになれば。わからなければわからないでも結構でございますけれども、これを見ると清野工務店さんののが載っていないのでどうなのかなということなんです。

○志賀委員長　清野証人。

○清野証人　ちょっと今、よく聞き取れなくて理解できなかったんですが、申しわけございません、もう一度ちょっと確認のため。

○伊勢委員　平成25年6月25日に旧塩竈市災害復旧連絡協議会の報告次第というのがございます。その中で、報告次第の中で先ほど述べた、1つは市から委任された分の解体の件、先ほどの証言でわかりました。もう1つは、越の浦のほうの一次管理の業務で、ざっと6億2,000万ほどあるんですが、ここに例えば清野工務店さんの搬入の名前というかな、そういうものにつ

いては載っていないくて、例えば株式会社千葉鳶とか、そのほか、そういう会社名しか載っていないくて、そういう取り扱いがここに載っていないのはわかるかなという、ちょっと私、決算についての一応報告なのでその辺のいきさつがわかればというふうに思います。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 今、委員ご指摘の件がよく内容が理解できないんです。わからないですね。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 当日はこの報告会に参加していたのでしょうか。例の協議会の報告会。

○志賀委員長 それは6月……

○伊勢委員 25日。

○志賀委員長 25年の6月に行われた報告会に参加されていたかどうかということですね。清野証人。

○清野証人 25年の6月の総会というと、一番最初の総会のことでしょうか。

○志賀委員長 最後の決算報告。

○清野証人 最後の決算報告。はい、出席しておりました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、出席をした旨での証言がございましたが、越の浦の取り扱いの中で一次管理として越の浦ありますね。その関係で清野工務店さんのお名前がないので、どうなのかなということでお聞きをしたわけなんです。

○志賀委員長 伊勢委員、それは越の浦で仕事した方の支払いの内訳でしょう。

○伊勢委員 そうですね。

○志賀委員長 それは清野さんではそれやっていないので。

○伊勢委員 なるほどね。わかりました。そうすると、その管理業務ではなくて、あくまでも搬入したという経過での取り扱いなので、これはわからないということですね。

○志賀委員長 今持ち込んだだけの、ガラを持ち込んだだけですから。清野証人。

○清野証人 搬入のほうの中のほうの業務はしておりませんので、私どもは解体した時点での搬入だけですので、委員ご指摘のやつは一切わかりません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 実は前段、中澤証人からもお話を、証言をしていただきましたけれども、結局、搬入については伝票がない、受取書もない、じゃあ中の管理についてはどうなっているかとい

うふうに聞いても、前段の中澤証人のほうからもそれはわかりませんという証言がございました。そうすると、オウム返しになるかもしれませんが、清野証人の立場からもその中身については一切わからないということで確認してよろしいですね。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 はい、そのとおりでございます。一切わかりません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、その一次管理業務を請け負った株式会社千葉鳶のほうでの業務の扱いしかわからないと。それは全然わからないことだと思いますが、それ以上の答えはないと思いますが、それでよろしいですか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 はい、そのとおりでございます。一切わかりません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ちょっといろいろ質疑を聞いていて、私も疑問に思うのだけ確認させていただきたいと思います。

犬飼弁護士さんから配達証明で来たということですが、その件についてちょっと再度確認したいんですが、例えば搬入したりなんだりしたときも一切伝票がないと。前段の中澤さんもそのように申ししていました。それなのに、清野さんの場合は1件ありましたよと、不明なのがありましたというふうに来たとき、例えば普通我々だと気持ちが小さいものですから、弁護士から配達証明なんか来れば、自分の知り合いの弁護士を、いればいいんですが、なければうんと不安になって弁護士会に電話して相談とかというのが私の場合はするんですが、清野さんの場合はそういった弁護士さんとかに相談した経緯はあるんでしょうか。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 今、菊地委員のほうからお話いただきましたけれども、確かに犬飼弁護士からそういった内容の文書が届いたときに大変びっくりしました。それで、当然、中澤さんのほうから連絡ございましたので、その旨どういうふうに対処したらいいかということで一応考えましたけれども、中澤さんのほうで一応こういうふうな状況にしようということでファクスと、そういうふうなやつで一連の流れになったわけでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 逆に、私はよく挟み将棋するんです。すると、一手やって挟んで取ったでなく、自

分なりにない知恵で2手先ぐらいまで考える習性があるものですから、もしそういうふうに来て、搬入して伝票も何もないのになぜ特定されて、有価物がない、数量が足りないというふうになったのかなと、私自身、浅野さんの質問とか鎌田委員の質問を聞いていて、うんと不思議なんですね。ですから、そういった疑問を持たれたと思うんですが、その連絡協議会名の代理で犬飼さんから来たと思うんですけれども、その件に関して連絡協議会への思い、考えというのはどういった、今現在でもいいんですが、そのときの思いというのはどういう思いだったのでしょうか。いや、おかしいと、さっき憤慨していたとかという言葉がありますが。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 何年前ですか、3年ですか、大分時間も経過しておりますので、そのときの憤慨の状況までなかなかご説明するのは難しいと思いますけれども、大変、先ほどもお答えいたしましたけれども、当時は遺憾に思いました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ遺憾に思っただけで、別な行動はとらなかったということによろしいんですね。

○志賀委員長 清野証人。

○清野証人 はい、そのとおりでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろこの事案が議会のほうに示されたときに、ある当事者の方から、かえってよかったと、こういう事案が出されてね。当時の犬飼弁護士さんに来てもらって、その内部の資料、不明の資料、なくなったという資料、逆に提出してもらいたいから、ぜひ同じ立場で議論したいというふうな方もおられたので、だからそういうのを考えると、どっちかに無理があったのかなと思いますので、いろいろな震災に当たって大変市民のために努力されて、そのあげく、品物というか、不足していますよなんて言われたんでは本当にどこに真実があるのかわかりませんが、大変だったなと思料する次第であります。以上で終わります。

○志賀委員長 ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 以上で、清野 薫証人に対する尋問は終了いたしました。

清野 薫証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

〔証人退室〕

暫時休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時45分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、記録の提出期限の延長の件を議題といたします。

去る6月3日の本委員会において、株式会社千葉鳶代表取締役、千葉勇夫君に対し、付議事件（1）浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、付議事件（2）浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、付議事件（3）浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項に係る記録を平成27年6月11日木曜日までに提出することに決定しております。なお、記録請求書については6月3日付で配達証明により郵送し、6月4日に株式会社千葉鳶において受理されております。去る6月11日付でお手元にご配付しております資料のとおり、株式会社千葉鳶代表取締役、千葉勇夫君より、長期旅行で不在との理由から提出期限の延長の申し出がありましたが、今回は入金を証する書類のみの提出だけであることから、速やかに提出されるよう回答することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 異議ないところなんですけれども、一言だけ、何回ももうこの千葉鳶さんという会社ですか、資料要求してもずっとこういう手法なんですよね。それで今回、銀行に行ってお願ひすれば幾らかかっても5分か10分で出てくる書類だと思うんですよ。それがこういうふうにおくらせるというのは、私は納得いかないし、やっぱりきょうここで決採って、早目にあしたにでも届けてもらうように議決すべきでないかなと思いますし、そうでなければこの100条委員会、何かどういうふうに思われているのか、ちょっと理解に苦しみます。本人がなぜこういうふうは何回も何回もじゃないかなと思うんですよ、資料要求に関して。ですから、議会としても厳正な処理をお願いしたいと思ひまして、もし決を採るんだったら私は賛成したいなと思います。

○志賀委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 では、ご異議なしと認め、さよう決定します。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦勞さまでした。

午後 3時48分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利